

令和 7 年 6 月 1 1 日

課 名：農山漁村振興課
担 当：市原、坂本
内 線：3 8 7 1
直 通：092-643-3527

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者：住 所 福岡県田川郡福智町金田 6 5 1 - 1
商号又は名称 有限会社 松尾工業
- 2 指名停止の期間：令和 7 年 6 月 1 1 日～令和 7 年 6 月 2 4 日（2 週間）
- 3 事実概要：
飯塚農林事務所発注の林道開設工事において、令和 7 年 4 月 7 日（月）1 4 時 3 0 分ごろ、二次下請け業者（（有）松尾工業）の作業者が、労働安全衛生法の規定に反し、墜落制止用器具を使用せず高所作業を行っていたところ、足を踏み外して路面に転落し負傷した。
また、元請業者（（株）吉国組）は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、同法及び労働安全衛生規則の規定に違反しないよう必要な指導を行っていなかった。
- 4 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その 1 第 7 号に該当する。
したがって、本件については指名停止（2 週間）とするものである。

【指名停止等措置要綱 別表その 1 第 7 号該当】

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内